

解体業の許可と行為義務

1 解体業の許可申請・届出 平成16年7月1日から

- 使用済自動車の解体を行う事業者は、業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の許可制となります。使用済自動車の解体（部品取りを含む）を業として行うには、事業者ごと自治体ごとに所定の様式に従って許可申請し許可を受ける必要があります。（許可は5年ごとの更新）
- 許可制度開始時（平成16年7月1日）に解体業を行っている事業者で「廃棄物処理法の産業廃棄物処分業の許可又は収集運搬業積替保管の許可」を受けている事業者は、平成16年7月1日から3ヵ月以内に届出を行うことにより解体業の許可に移行することができます。

2 許可の基準

- 解体業を的確かつ継続して行うに足りる基準に適合していることが必要です。
（事業用施設）
 - ・ 廃油等の流出防止等のため、鉄筋コンクリート床面・油水分離装置・屋根等の設置がされた解体作業場を保有していること
 - ・ 囲いがあり範囲が明確な使用済自動車等の保管場所を保有していること（申請者の能力）
 - ・ 解体手順等を記載した標準作業書を常備し、従業員に周知していること
 - ・ 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。
- 禁錮以上の刑又は廃棄物処理法その他生活環境保全法令等の違反により罰金刑や許可取消後5年を経過していないこと、暴力団関係等の欠格要件に該当していないことが必要です。

3 解体業者の行為義務等

- 引取業者・フロン類回収業者から使用済自動車の引き取りを求められた場合は正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務があります。
（正当な理由とは）
 - イ 天災その他やむを得ない事由により引き取りが困難な場合
 - ロ 使用済自動車にごみ等の異物が混入している場合
 - ハ 大量一括持ち込みなど、自社の使用済自動車の適正な保管が困難となる場合
 - ニ 極めて遠距離からの引き取り要請等、引き取りの条件が一般的な商慣行と著しく異なる場合
 - ホ 盗難車の引き取り等、引き取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合
- 使用済自動車を引取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡す場合を除き、指定回収物品（エアバック類）を回収する義務があります。
- 使用済自動車引き取った場合は、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡す場合を除き、再資源化基準に従い解体する義務があります。
（再資源化基準）
 - 1 使用済自動車、解体自動車を適正に保管する。
 - 2 鉛蓄電池・リチウムイオン電池・ニッケル、水素電池・タイヤ・廃油・廃液・蛍光灯を回収し、自ら再資源化を行うか、適正に処理できる処理業者に引渡す。
 - 3 技術的、経済的に可能な範囲で部品・材料・その他の有用物品を回収し、適正に再資源化できる業者に引き渡す。
 - 4 回収した部品・その他の有用物品を適正に保管する。

- 解体した使用済自動車（廃車ガラ）は、他の解体業者、破砕業者又は全部利用者へ引き渡す義務があります。
- 電子マニフェストを利用し、使用済自動車の引き取り引き渡しとエアバック類引き渡しから3日以内に情報管理センターに報告を行う義務があります。
- 使用済自動車を解体・運搬するときは、廃棄物処理法の処理基準に従う義務があります。
ただし、使用済自動車を解体業者自らが解体・運搬するときは、廃棄物処理法の業の許可は必要ありません。
- 事業所ごとに解体業者であることの標識を表示する義務があります。（縦、横20cm以上の大きさ、名称・登録番号記載）